

第1章 環境影響評価と会場計画の検討の経緯

1 会場計画の変更と環境影響評価

(1) 会場候補地

本博覧会の会場候補地の区域については、関係機関や住民の方々の意見等を反映し、博覧会事業による環境負荷の低減に努めることにより、より環境に配慮することができるよう変更してきたところであり、これまでの会場候補地の区域変更の経緯と環境影響評価の関わりについて、表1-1-1に示す。

また、環境影響評価手続きの流れと現在までの実施状況の概略を図1-1-1に示す。

なお、現段階ではBIE登録手続きが未了であり、国際博覧会条約に基づく登録会場の区域及び登録区域外において博覧会事業を実施するための関連会場等の区域が確定していないことから、本博覧会に係る環境影響評価における事業予定地は、誘致段階及びその後に追加された会場候補地の全域を対象としている。

(2) 会場計画

本博覧会の事業内容は環境影響評価の実施と並行して計画の策定作業が行われていること、また、これらの事業は広範囲に及ぶものであり、施設等の計画内容や熟度は様々なものになることが想定されることから、環境影響評価に当たっては、事業計画へのフィードバックが十分に行われるように、会場計画の策定と連動した取組みを目指している。会場計画の変更と環境影響評価の流れの概略を図1-1-2に示す。

なお、これまでの主な会場計画の検討に係る計画図面を図1-1-3～図1-1-7に示す。また、現在の会場計画の概要については第2章第1節に示す。

表 1 - 1 - 1 会場候補地の区域変更の経緯と環境影響評価の関わり

会場候補地		区域変更の経緯等	環境影響評価
第 1 段階	瀬戸市南東部	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 63 年に、21 世紀初頭の国際博覧会開催構想の推進を地元で合意 ・その後、調査研究が行われ、平成 2 年 2 月、国際博覧会の適地として瀬戸市南東部を選定 	
	瀬戸市南東部 約 650 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 6 年 6 月、21 世紀万国博覧会誘致委員会（愛知県、名古屋市、地元経済界等）が、瀬戸市南東部の約 650 ha を会場エリアとする構想を発表（図 1 - 1 - 3） 	
第 2 段階	瀬戸市南東部 約 540 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 7 年 12 月、開催申請に際し環境に配慮する観点から、会場候補地の大きかな区域設定イメージとして A,B,C ゾーンに区分するとともに、会場エリアを約 540 ha に縮小する構想に変更し、政府において閣議了解（図 1 - 1 - 4） ・平成 8 年 4 月、政府は BIE に博覧会開催を申請し、平成 9 年 6 月の BIE 総会において 2005 年の国際博覧会を日本で開催することが決定（図 1 - 1 - 5） ・平成 10 年 7 月及び 11 月の公表を踏まえ、平成 11 年 1 月に会場計画検討案を公表（図 1 - 1 - 6） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 10 年 4 月、実施計画書を作成し、公告・縦覧（環境影響評価手続きを開始） ・平成 11 年 2 月、準備書を作成し、公告・縦覧
第 3 段階	瀬戸市南東部 約 540 ha 及び 愛知青少年公園等	<ul style="list-style-type: none"> ・準備書について、愛知県知事から、環境負荷のより一層の低減を図るよう幅広い検討を行うこと等の意見をいただいたことを踏まえるとともに、会場候補地内でオオタカ営業が確認されたことを一つの契機として、環境保全措置として愛知青少年公園等を利活用することに係る検討に着手 ・平成 11 年 9 月に会場計画検討案を公表（図 1 - 1 - 7） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 11 年 10 月、評価書を通産大臣に送付するとともに公表 ・この評価書では、準備書段階の会場計画検討案（第 案）と、従来からの会場候補地に加えて愛知青少年公園等を利活用する会場計画検討案（第 案）について総合的に評価した結果、第 案を選択することにより博覧会事業に係る環境影響の程度の低減を図ることができるものと判断
第 4 段階	瀬戸市南東部（一部） 及び 愛知青少年公園等	<ul style="list-style-type: none"> ・本年 4 月 4 日、通産大臣、愛知県知事及び博覧会協会会長の 3 者で、海上地区での会場の縮小及び新住事業の中止等長期的地域整備事業の計画見直しに関する基本的方向を合意 ・本年 5 月 25 日に検討会議を設置し、7 月 24 日に合意されたより環境に配慮することを目的とした新たな海上地区整備計画(案)を踏まえて、9 月 19 日の閣議決定を受けて同日付けで政府が BIE に登録を申請（第 2 章第 1 節参照） 	

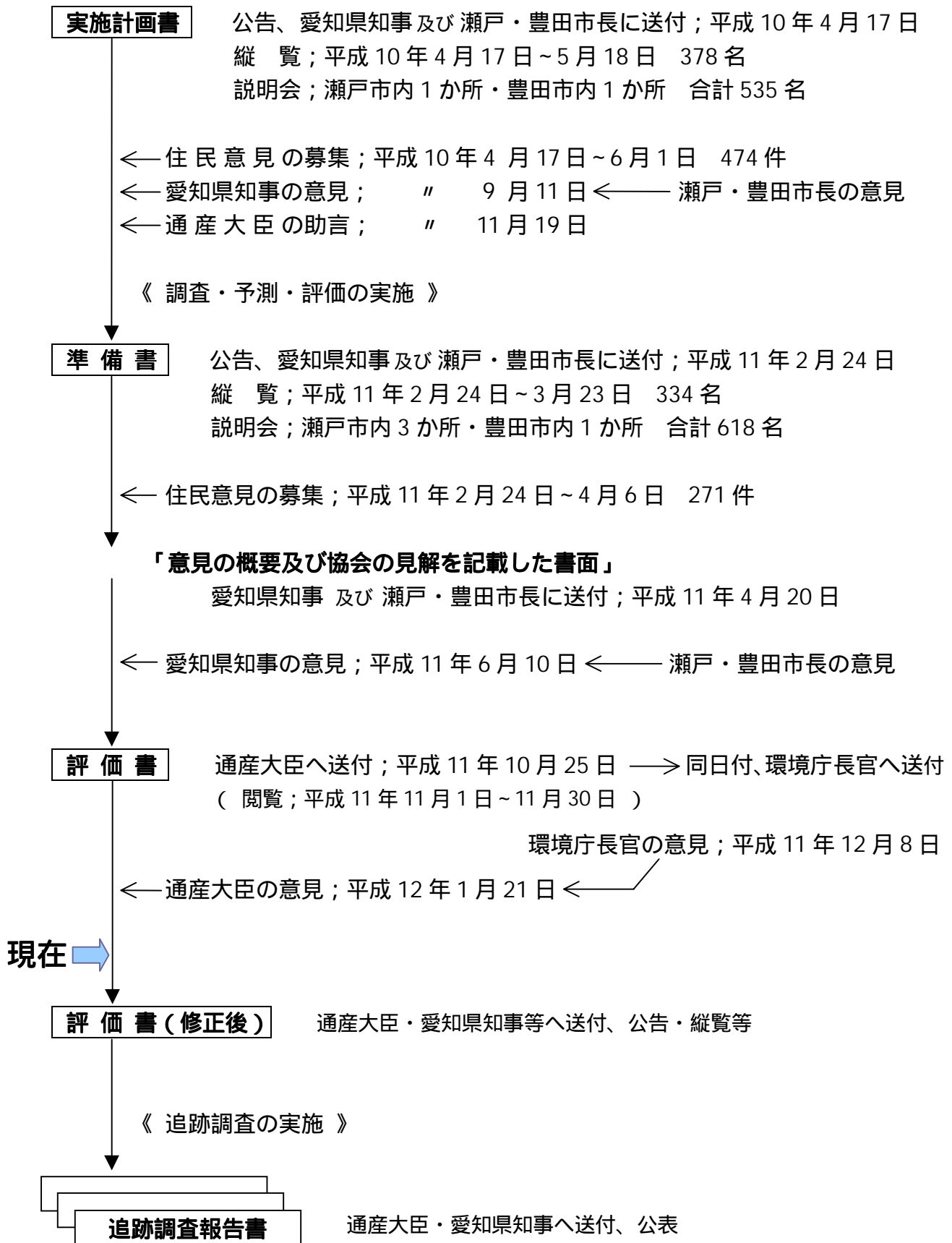


図1-1-1 2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価の手続きについて

(図1-1-5参照)

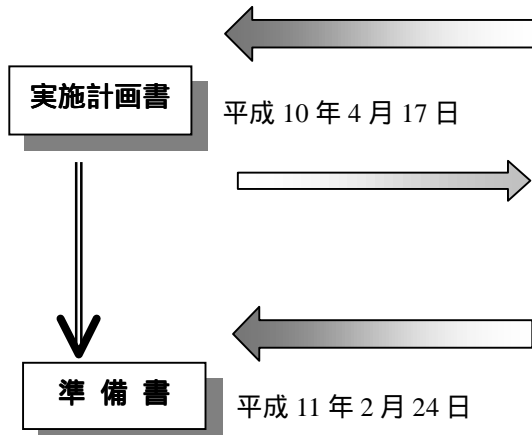


- ・瀬戸市南東部（海上地区）約 540 ha が会場候補地
- ・A,B,C 3ゾーンに区分

(図1-1-6参照)



- ・想定入場者数 2,500 万人
- ・計画基準日 275,000 人
- ・土地利用の検討に当たっては、長期的地域整備事業との整合性を十分に図り、新住事業の一部区域及び既存の造成地等の適切な利用が前提



知事意見 平成 11 年 6 月 10 日

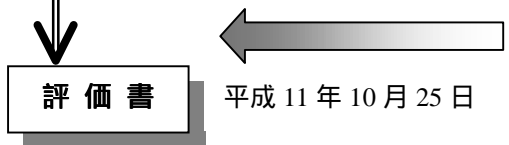
平成 11 年 6 月 ~ 7 月

会場候補地内でオオタカ営業が確認されたことを一つの契機として、環境負荷のより一層の低減を図るため、環境保全措置として愛知青少年公園等を利活用することに係る検討に着手

(図1-1-7参照)



- ・想定入場者数 2,500 万人
- ・計画基準日 275,000 人
- ・海上地区については、新住事業の一部区域及び既存の造成地等の適切な利用が前提



- ・計画基準日における同時滞在者数は、海上地区：青少年公園地区 = 1 : 1 とし、両地区を地区間移動シャトルバスで結んで一体的な会場として運用

通産大臣の意見

平成 12 年 1 月 21 日

第 案の方向を採用することにより、総合的評価において環境影響の程度が低減されることは一定程度明らか。評価書の修正を行う際には、第 案の検討を具体的に進めて、より明らかに低減を示すべき。

平成 12 年 4 月 4 日

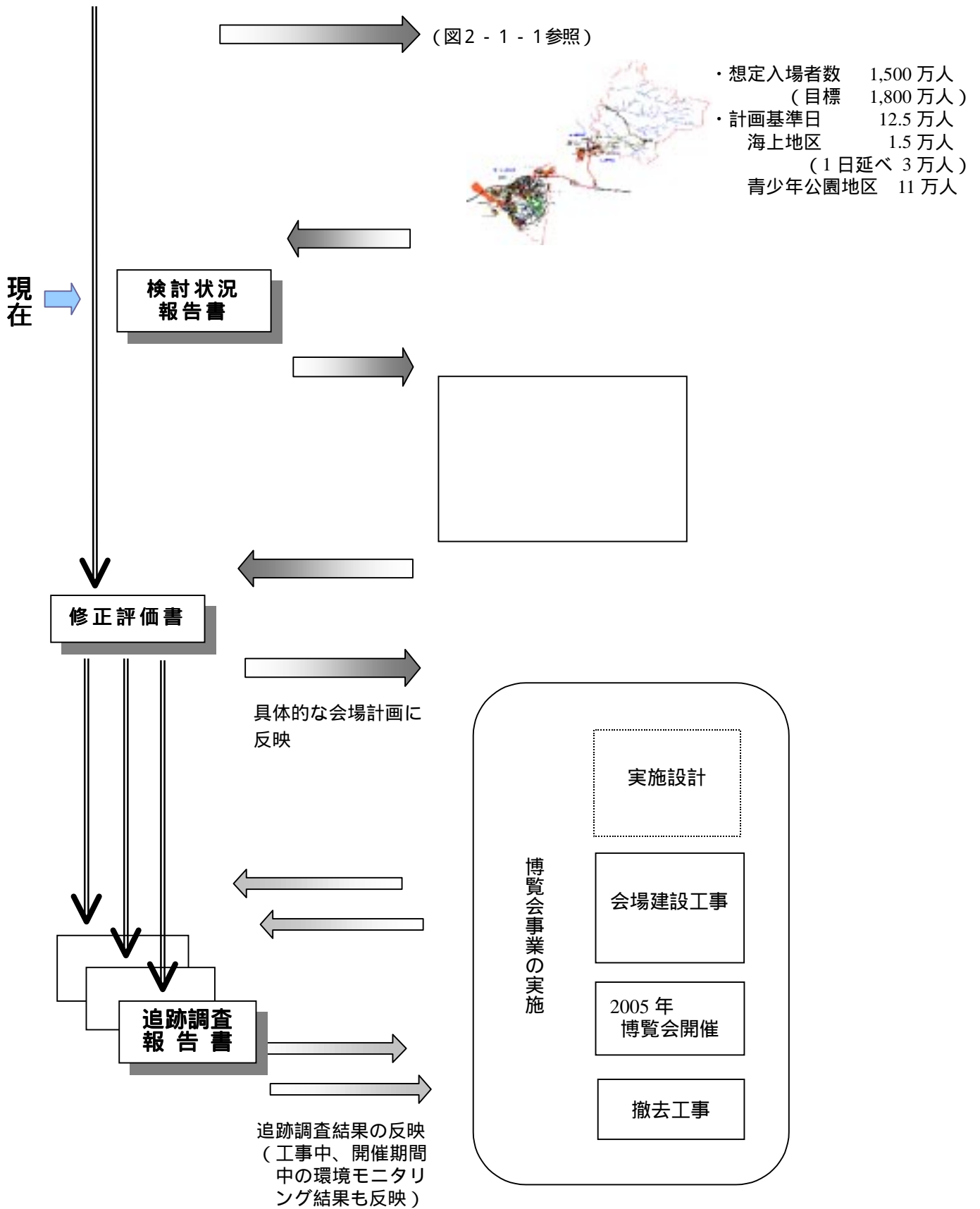
「海上の森の博覧会事業及び地域整備の基本的方向について」の合意

平成 12 年 7 月 24 日

検討会議において、新たな海上地区整備計画(案)の合意

(次ページへ続く)

図1-1-2(1) 会場計画の変更と環境影響評価



(注) 環境影響評価手続き、会場計画の検討図面は、主なものを抜粋した。

図1-1-2(2) 会場計画の変更と環境影響評価

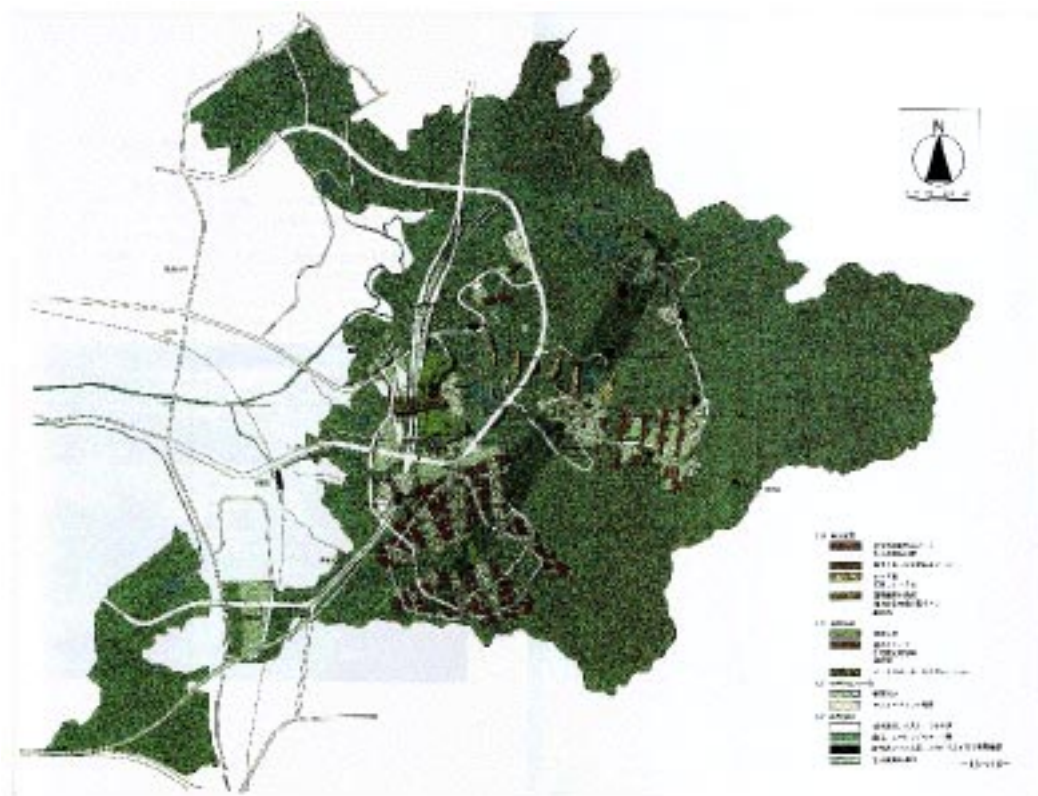


図1-1-3 会場構想図(平成6年6月)

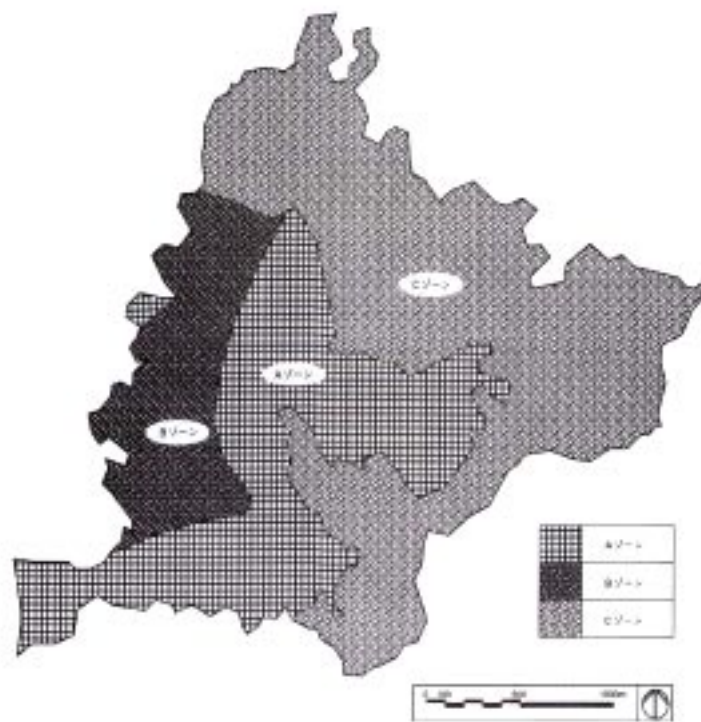


図1-1-4 会場候補地の大まかな区域設定イメージ(試案:平成7年12月)



図 1 - 1 - 5 会場構想図（平成 8 年 1 1 月BIE予備調査団説明時）

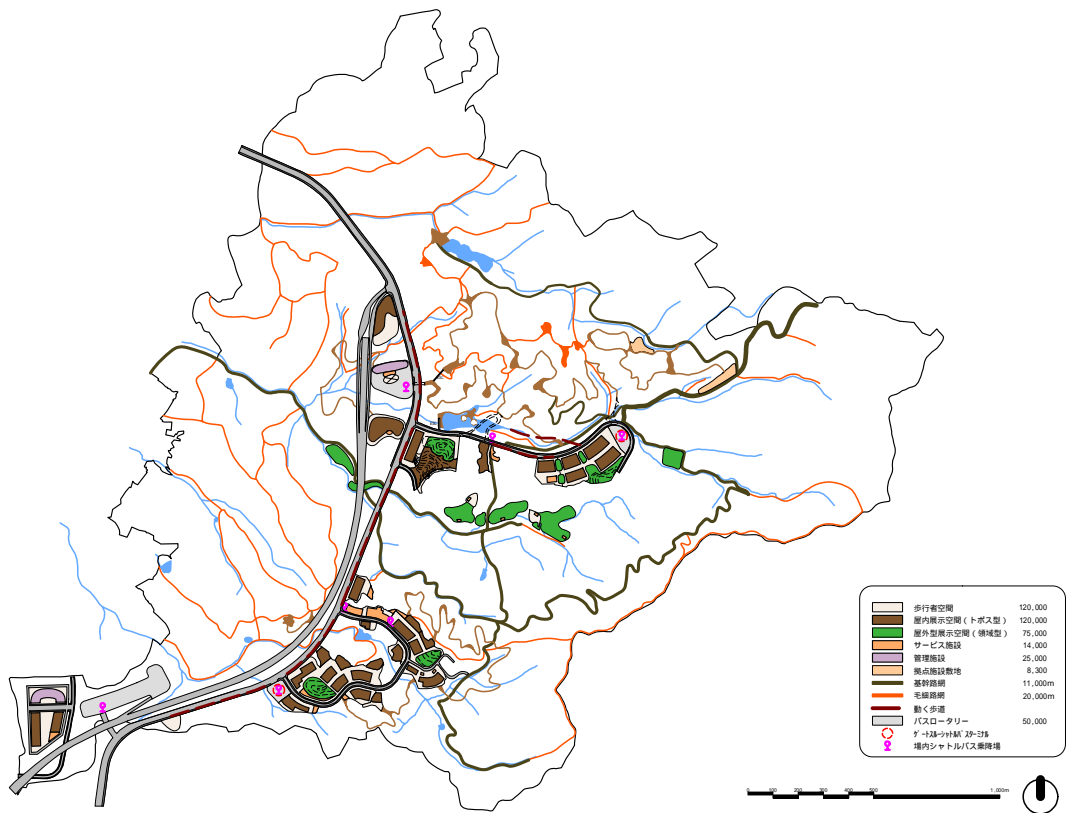


図 1 - 1 - 6 会場計画検討案（平成 1 1 年 1 月 2 2 日公表：グランドレベル）

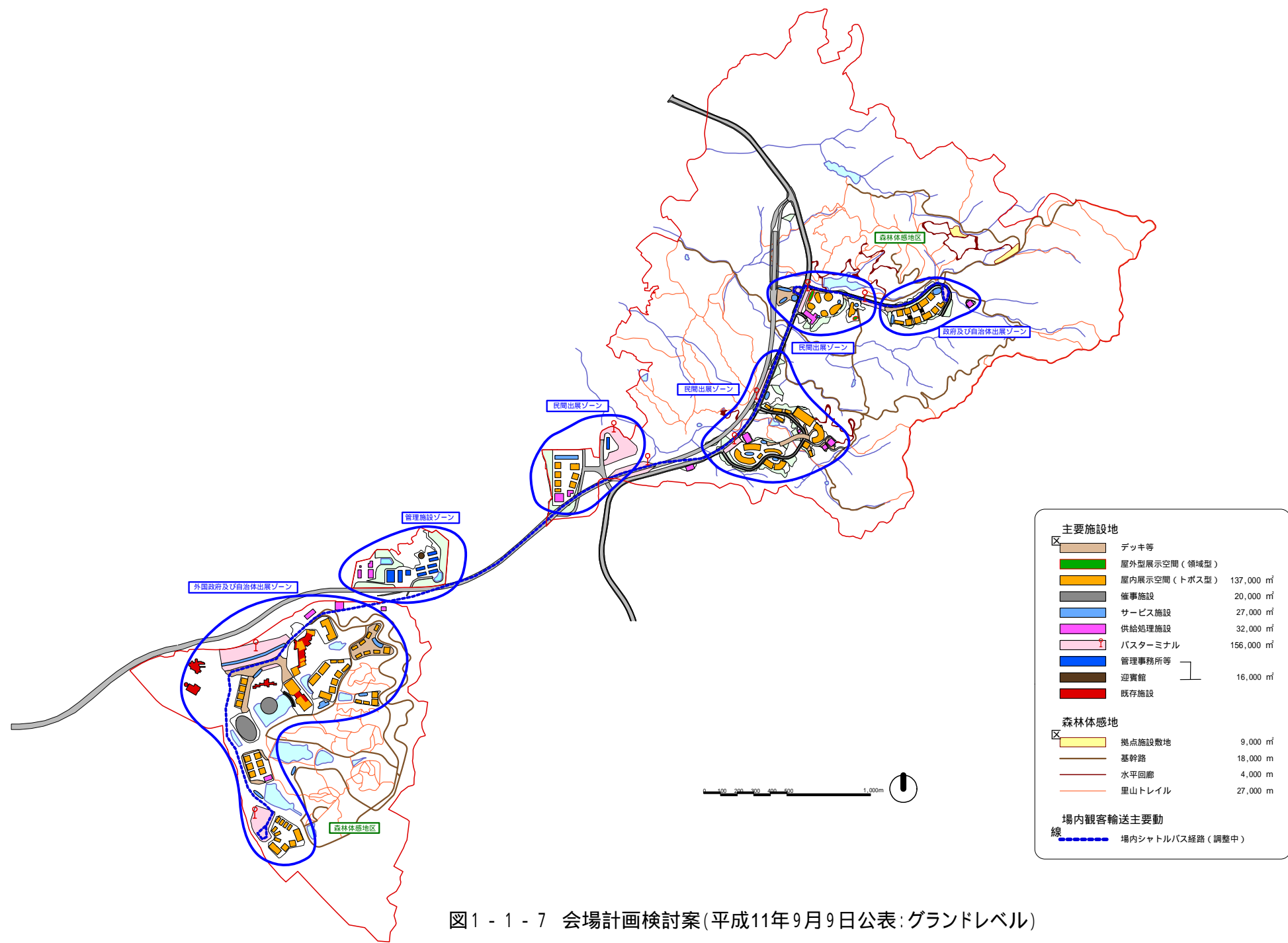


図1 - 1 - 7 会場計画検討案(平成11年9月9日公表:グランドレベル)

2 今後の環境影響評価の進め方

(1) 修正評価書の作成

ア 修正評価書の対象とする博覧会計画

会場計画、運営計画等は、本年12月に予定されているBIE総会において承認される基本的な計画をもとにその具体化が図られることから、修正評価書については、このBIE総会における基本的な計画及びその具体化されたものを対象として作成する方向で検討を進めている。

イ 修正評価書の作成の基本的方針

これまでの環境影響評価の経緯を踏まえ、通産大臣の意見を勘案して評価書の記載内容に検討を加え、事業内容等の修正に係る部分について環境影響評価を再実施した上で、通産省要領に基づき、修正評価書を作成するものとする。

その際、本報告書についての住民意見等にも配慮するものとする。

(2) 今後の調査計画

ア 修正評価書までの調査

海上地区においては、準備書作成以降も一部の調査項目について継続して調査を行っているほか、愛知県知事の意見、通産大臣の意見等を踏まえ調査項目を追加している。

一方、青少年公園地区においては、評価書作成以降も引き続き追加調査を実施しており、今年7月までで調査期間が1年間となったが、引き続き必要な調査項目について継続して実施している。

これらの継続・追加調査の結果については、これまでに実施した調査結果と合わせて取りまとめ、修正評価書に記載するものとする。

イ 追跡調査

修正評価書の公告後から解体工事終了までの期間においては、修正評価書に記載する追跡調査計画に基づき調査を実施し、工事中及び事業の実施時期の環境の状況を把握するとともに、予測の不確実性への対応、環境保全措置の効果の確認等を目的に行う。

評価書においては、追跡調査として次の調査を実施することを計画している。

- 1 工事中及び事業の実施等に伴う環境モニタリング調査
- 2 今後の計画熟度に対応して実施する追跡調査
 - (1) 森林体感地区の施設整備に伴う環境影響調査
 - (2) 各種施設の運用や利用者の入込み及び会場候補地へのアクセス交通に伴う環境影響調査
 - (3) 会期終了後の工事に伴う環境影響調査
 - (4) 青少年公園地区等の利活用に伴う環境影響調査
- 3 その他

今後、工事計画、運営計画等が具体化した段階で、追跡調査計画についても必要な見直しを行い、修正評価書に計画を記載していくものとする。

特に、海上西及び海上南地区については、検討会議で合意された新たな海上地区整備計画(案)を踏まえて今後計画の具体化が進められることになり、従来の会場計画検討案とは大きく変更されたことから、環境影響についてさらに詳細に把握する必要がある事項は、追跡調査において対応するものとする。

また、青少年公園地区の利活用に伴う環境影響調査については、評価書作成時点において追加調査を実施中であったこと、また、会場計画が具体化していなかった段階で調査、予測を行っていたことから、追跡調査を実施することとしていた。今後、会場計画の熟度が一定程度高まった段階で修正評価書を作成することから、青少年公園地区の利活用に係る環境影響については、できる限り修正評価書において予測・評価を行うこととする。なお、その後も引き続き計画熟度に対応して環境影響を把握することが必要な事項は、追跡調査において対応するものとする。

なお、追跡調査の結果については報告書を取りまとめて公表するとともに、通産大臣及び愛知県知事に送付し、環境の保全の見地からの助言を求めるものとする。そして、これらの助言を踏まえるとともに、報告書に対して寄せられた住民等の意見に配慮して、環境の保全のための措置を新たに講ずるなど適切な対応について検討するものとする。